

参 考

「博士論文の全文を公表できない場合のガイドライン」 における項目	「博士論文公表方法に関する 特例申請書」における項目	
① 著作権にかかわる図版があるために全文公表ができない場合	一部除外の上での公表	
② 著作権の使用の不承認があるために全文公表ができない場合		
③ 個人情報保護の観点から問題があるために全文公表ができない場合		
④ 主論文に含まれる学術論文について、インターネットでの公開に対する学術雑誌または出版済みの書籍の出版社から使用承認が得られないために全文公表ができない場合		
⑤ 特許申請がかかわるために全文公表ができない場合		
⑥ 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行されるために全文公表ができない場合	(1) すでに出版されている場合	書誌情報の公表
	(2) すでに出版契約がされている場合	
	(3) 博士論文の一部をこれから刊行する場合	一部除外の上での公表
	(4) いまだ出版契約に至らないものの、近い将来において刊行される期待がある場合	要約の公表